

令和8年度 スマートシティ実装化支援事業 公募要領

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 事業の概要

都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端的技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化する都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業を支援するものである。

なお、事業の実施にあたっては、技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱および技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱に則ること。

(2) 応募主体

地域におけるスマートシティの社会実装化を行うため、次の各号に掲げるものから構成される組織（コンソーシアム）が応募できることとする。

- 一 地方公共団体
- 二 民間事業者又は大学・研究機関等

(3) 支援事業の概要

○R8年度にコンソーシアムが実施する実証事業の計画等について、スマートシティ実装化支援事業等推進有識者委員会（以下、審査会）による評価、及び本要領に基づく評価を行い、その結果に基づき、「スマートシティ実装化支援事業」の採択候補を選定し、以下に記載する財政支援を行う。

○本支援に採択された事業は、実証事業および実装後の効果検証の結果を事務局へ報告すること。また、スマートシティ官民連携プラットフォームへの活動に積極的に関与し、支援事業終了後も含め、事務局による調査等に協力すること。

[支援内容]

「都市サービス実装タイプ※」に該当するものは1プロジェクトあたり3,500万円を上限、「戦略的スマートシティ実装タイプ※」に該当するものは1プロジェクト5,000万円を上限とし、かつ実行計画及び実装計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。

なお、予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。また「通常タイプ※」については募集しない。

※ 通常タイプは、実行計画に基づく先端的技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業。

都市サービス実装タイプは、先進的な都市サービスについて早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業。なお、実装の定義等を記し、計画初年度から3箇年以内(年度末まで)に実装することとする「スマートシティ実装計画」を定めること。

戦略的スマートシティ実装タイプは、国が定める特定の政策テーマに合致し、実行計画に基づく先端的技術等を活用した先進的な都市サービスについて早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業。なお、実装の定義等を記し、計画初年度から3箇年以内(年度末まで)に実装することとする「スマートシティ実装計画」を定めること。

○応募を予定するコンソーシアムは、原則、2/6(金)までに事務局に事業内容等に関する事前相談を行うこと。事前相談はオンラインミーティング等により実施することとし、事前相談の実施にあたっては、4（1）に記載の宛先に連絡すること。

○本公募にて財政支援の採択がされなかった事業についても、希望するコンソーシアム対しては、スマートシティの推進に向けた情報提供や助言等の支援（ハンズオン支援）を行う。

（4）令和8年度の戦略的テーマ

○戦略的スマートシティ実装タイプでは、以下の①～③のいずれかのテーマに関する事業を募集する。

- ① 地域資源の発掘・発信による地域の賑わい・生業創出
- ② リアルタイムでの環境情報の提供等による回遊の高度化（暑熱対策等）
- ③ 地域における屋内外の面的な見守りのデジタル化

2. 応募書類

○応募書類とファイル形式／ファイル名

①「別紙3－1：令和8年度スマートシティ実装化支援事業応募様式」

パワーポイント形式／ファイル名「(団体名) R8スマートシティ」

応募様式の作成にあたって、下記（1）～（3）に示す内容を留意すること。

（1）スマートシティ実装化支援事業の適合性について

様式3について、応募内容の該当する項目に○を付けること。また、適合性のポイントの①かつ②～⑤に適合していることを応募要件とする。

（2）スマートシティ実行計画等について

様式4～7に沿って、都市政策や都市計画の実現などスマートシティ（スマートサービス）に取り組むストーリーを明確にするとともに、申請する実証事業が、都市のビジョンの実現のために真に必要なスマートサービスの実現に必要であること等を説明すること。また、実行計画を通じて創出される（期待している）効果について、数値化も含め、可能な限り具体的に記載すること。

あわせて、制度要綱に定めるスマートシティ実行計画および、スマートシティ実装計画の写しを提出すること。

（3）実証事業について

様式8～11に沿って、上記（1）で記載したスマートサービスの実現のために本事業で実証したい仮説とその具体的な手法、スケジュール、費用分担、実施体制、経費等の内容について、説明すること。

(4) 取組概要について

〔様式13-1、2〕に沿って、上記（1）（2）を踏まえ、第三者に対して、取組の全体概要を簡潔かつ必要十分に説明できる資料とすることを念頭に作成すること。

②スマートシティ実行計画

PDFファイル形式／ファイル名「(団体名) 実行計画」

※採択された補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。

③「別紙3-2：スマートシティ実装計画」

エクセル形式／ファイル名「(団体名) 実装計画」

※採択された補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。

3. 採択にあたっての評価基準

採択は、審査会により以下表の評価基準に基づき評価を行う。計100点を満点（配点の内訳は、表1各項目横のカッコ内に示す）として行い、0点の項目がある場合には採択しないこととする。

表 評価基準

[1] 適合性（20）

- ・スマートシティ（スマートサービス）に取り組むストーリーが明確で、都市のビジョンの実現のために真に必要なスマートサービスにつながるものであること。
- ・Well-being指標等の各種調査やセンシングデータ等を活用して、都市のビジョンや課題の明確化、利用者の認知度等の把握、取組の見直しを図る仕組みの構築がなされている、あるいは具体的に計画されていること。
- ・様々な価値観を持つ利用者の目線を踏まえ、かつ、わかりやすく成果が発現するスマートサービスの実現につながるものであること。

[2] 実行性（20）

- ・都市の理念やビジョンに共感し、積極的かつ長期的に参画する民間事業者とコンソーシアムを組成しており、「官民連携を促進する中心的な団体（※別添参照）」が含まれるなど、地方公共団体と課題解決に必要なシナジーを持つ民間事業者を巻き込んだ取組を行っていること。
- ・実証事業の実施に関して、コンソーシアムを構成する地方公共団体が責任を持って推進するとともに、行政内部で企画部門、都市計画部門、対象事業を運用する原課等が連携する体制を確立していること。
- ・実証事業の内容が具体的かつ必要性を説明できるものであり、必要経費が妥当であり、関係機関の調整・協議も含めて年度内の実施・結果検証の見通しが確実であること。
- ・個人情報保護等の法律・ガイドライン等を遵守した対応となるよう、関連する法律・ガイドライン等を十分に調査されていること。また、個人情報の取扱等について、実証事業参加者に丁寧に説明し、同意を得る見込みがあること。

[3] 継続性 (20)

- ・令和 10 年度までの実装が可能であり、実装までの取組が明確であること。
- ・実装の時期や実装までの取組について具体的に説明できること。
- ・実装主体が明確であることとともに、実装を見据えた役割分担及びリスク分担や実装時の費用負担を具体的に説明できること。
- ・実装ゴールとして、サービスのマネタイズ、または、市民からの理解・共感を得ることを設定していること。

[4] 先導性 (20)

- ・都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端的技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化する、全国における先導的な取組であること。
- ・サービス導入後のデータ活用も含め、次の施策につながるサイクルを構築する等、自律的に発展する仕組みの構築が検討されていること。例えば、他の都市での活用や連携を見据えて、実証事業で得られた知見・課題等をわかりやすく整理し公表することとしているか、実証実験の段階からデータ・システム連携を見据え、データ連携基盤や規格・システムの異なる複数メーカーの製品を統一的に管理できるシステムを整備・活用することとしているか、全国横展開に向けて、API やデータ仕様の公表など将来の効率的なデータ・システム連携やベース・レジストリの整備を見据えた対応をすることとしているか、等。

[5] 効率・効果(20)

- ・3D 都市モデル（Project PLATEAU）が、実行計画に定める区域において整備されており、スマートサービスの取組において活用されていること。
- ・ランニングコスト・市民の定着度等も含め、検証可能なゴール設定を行い、その定性的・定量的な効果検証を行う計画としていること。
- ・実行計画に定める区域内において、スマートサービスのさらなる効果発現のため、以下の取組がされていること。
 - ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等を活用したデジタル技術の導入
 - ・コンパクトプラスネットワーク等の都市計画・まちづくり計画と整合した取組
 - ・都市におけるイノベーション創発に向け、一定地区内におけるイノベーション創発に資する環境整備を図る取組

4. 応募手続き

(1) 応募書類の提出、相談、問い合わせについて

(公募期間)

令和8年1月26日（月）～同年2月20日（金）正午

応募を予定するコンソーシアムは、原則、2月6日（金）17時までに問い合わせ先へ電話またはメールにて事業内容等に関する事前相談を行うこと。

(提出、相談、問い合わせ先)

国土交通省都市局国際・デジタル政策課デジタル情報活用推進室

野田、仙石、影野（内線32234, 32236, 32265）

電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8422

mail : hqt-smartcity-mlit_atmark_gxb.mlit.go.jp （※@を_atmark_と記載）

※受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、事務局に問い合わせること

※応募者間の公平のため、問い合わせ内容とそれに対する回答内容は、問い合わせ者を伏せた上で、基本的にホームページにて公開する。

(2) 応募内容に関するヒアリング

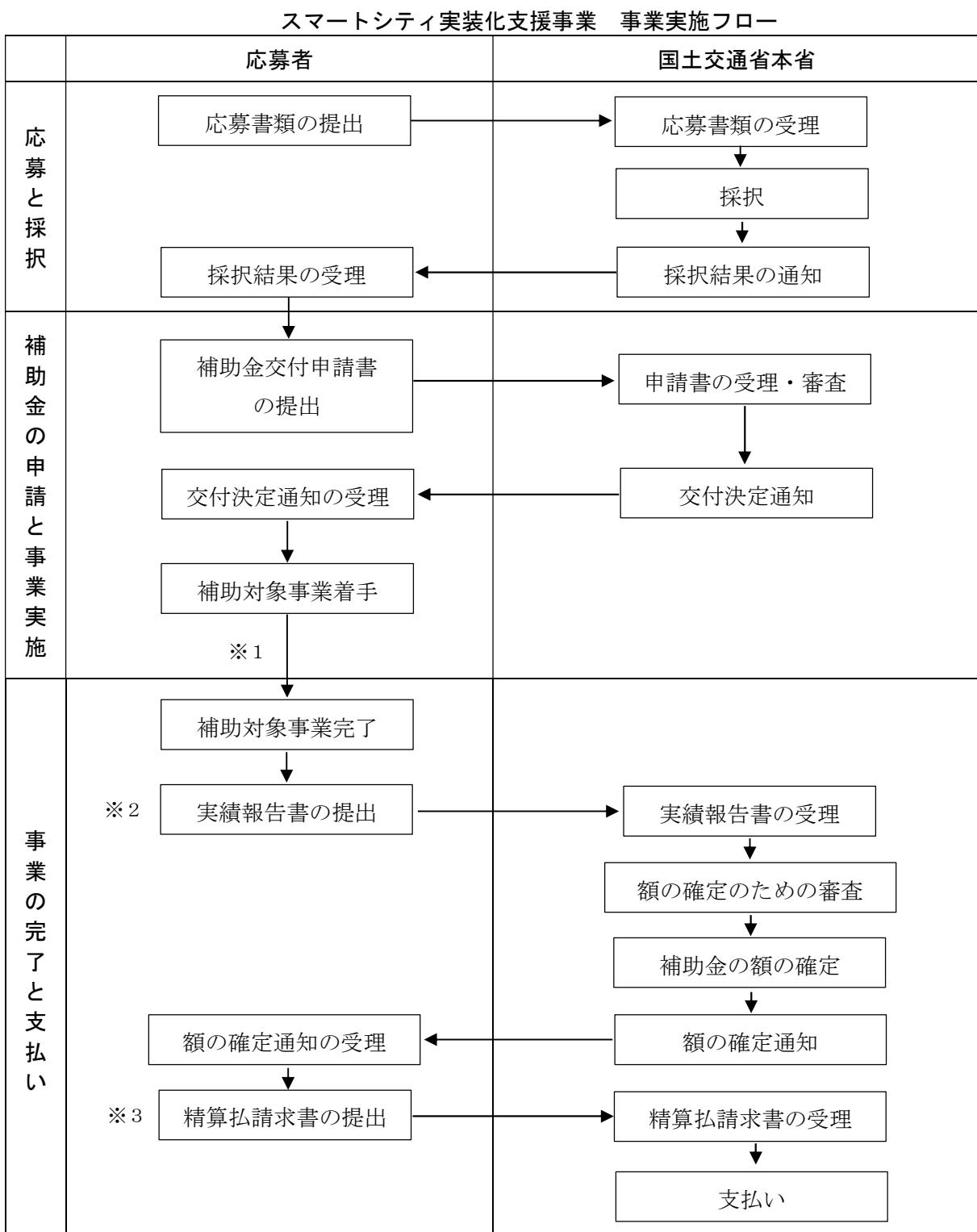
本事業の採択過程において、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合は、別途通知する。

(3) 交付手続き

審査会により採択された採択候補先について、国土交通省は提案内容の遂行に支障がないか等を確認した上で、最終的な交付決定を行う。また、採択された提案内容については、必要に応じて、応募者との間で調整の上、修正等を行うことがある。

以下に事業実施フローとして採択及び交付手続きから事業完了までの流れを示す。その他、交付決定及び事業推進に係る事項については、以下URL内の技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱および技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱」を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko Tk_000040.html



※1 交付決定額や事業内容等に変更が生じる場合は、国土交通省本省に相談すること。

※2 技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱第7条に基づき、補助事業に係る成果及び成果を踏まえた都市サービスの社会実装に向けた課題や対応策をとりまとめた成果報告書を別途提出すること。

※3 概算払を希望する場合は、国土交通省本省に相談すること。

定義

持続可能なスマートシティのビジネスモデルの構築を目指し、地域に根差しながら課題を深掘り、自ら地域の課題解決に必要なデジタル技術を持つプレイヤーを巻き込み、官民連携の触媒となる団体

[※都市再生推進法人、アーバンデザインセンター（UDC）などの母体であっても上記定義に当てはまる場合を含む]

期待役割

地域のビジョン・構想検討（ビジネスモデル含む）

- 各種ステークホルダーにとって魅力のある地域のビジョンや構想を設定すること
- 投資回収ができるビジネスモデルを検討し、ステークホルダーに提示すること

(イメージ)

財源確保の仕組み構築

- 民間事業者からの投資や住民主体のタウンマネジメント組織組成によるサービス利用料徴収の仕組みを導入するなど、取組に必要な財源確保の仕組みを構築すること

域内外を繋げる

- 域内にゆかりのある人々や団体への呼びかけをすること
- アーキテクト（スマートシティの設計・構築・運営において中心的な役割を果たす専門家）を擁立すること
- 域内外の民間事業者との繋がりを持ち、必要に応じて繋げること
- 各主体の役割を整理すること

スマートシティに取り組む土壤づくり

- 行政の巻き込みをすること
- 住民への理解醸成など、スマートシティ推進に向けた土壤づくりをすること

